

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

賢い消費者となって消費者トラブルから身を守りましょう!

消費者庁より

5月 は 消費者月間

毎年5月は「消費者月間」です。消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発等の事業を集中的に行っています。

平成25年度消費者月間統一テーマ
「学ぶことからはじめよう
～自立した消費者に向けて～」

クーリング・オフ制度 ご存知ですか?

特定商取引法やその他の法律に定められた消費者を守る特別な制度です。クーリング・オフは、消費者が訪問販売などの不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法など複雑でリスクが高い取引で契約したりした場合に、一定期間であれば無条件で、一方的に契約を解除できる制度です。

特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引と期間

8日間

訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）
電話勧誘販売
特定継続的役務提供（エステ、語学学習、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）
訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買取りを行うもの。）

20日間

連鎖販売取引（マルチ商法）
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。

手続き方法

書面で行いましょう。はがきでできます（両面コピーしましょう。）
期間内に通知します。
クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社に同時に通知します。
「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送付し、コピーや送付記録と一緒に保管しておきましょう。



消費者センター相談窓口から

改正特定商取引法平成25年2月21日施行



買い取られた貴金属、 クーリング・オフできます！！



【相談事例】

数日前に女性の声で「当方はリサイクル業者です。不要な着物や食器類、家電製品など、高値で何でも買い取ります」と電話があり、来訪の約束をした。

昨日、家に来たのは男性で、用意しておいた着物には興味を示さず、「使わなくなったアクセサリーや貴金属はないか」と聞いてきた。「無い」と断わったが、無料で鑑定すると言われ、指輪やネックレスなど数点を見せた。売るつもりはないと言ったが、男性は執拗に売り渡すように強要した為、男性が提示した1万円で売却してしまった。怖くなって売ってしまったが、大事な物なので取り戻したい。(70歳代 女性)

【アドバイス】

訪問販売や電話勧誘などを規制する「特定商取引法」が改正され、平成25年2月21日より、訪問購入(押し買い)についてもクーリング・オフできるようになりました。

今後は、法律で定められた契約書面を受取ってから8日以内であれば、クーリング・オフでき、無条件で取り戻すことができます。また、契約をしても、クーリング・オフ期間中は業者に品物を渡す必要はありませんので、業者が帰ってから、売却するかどうかを冷静に考えることもできます。

事例の場合、契約当事者である相談者が、販売業者宛てにクーリング・オフを通知したところ、後日、無事に品物は返され、相談者は1万円を返金しました。

但し、クーリング・オフが適用されない商品もあるので注意が必要です。何よりもまず、売却したくない場合は、きっぱりと断りましょう。(平成25年3月発行墨田区消費者ニュース第76号 参照)

クーリング・オフが適用されない商品

自動車、大型家電、家具、書籍、CD・DVD、ゲームソフト類、有価証券

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用
ダイヤル

まずは電話でご相談ください

5608-1773

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

